

ヤスクニ・レポ 202

憲法改正(改悪)を許さない!

代表 西川重則

1

第24回参議院選挙(2016・7・10)が終わった。残念ながら、ぜひ当選して欲しいと願い、選挙戦で直接街頭演説で支援を願ったが落選した。今後の課題について真剣に考えているところである。

ともあれ、愛読している「朝日新聞」の「社説」(2016・7・11)を熟読し、今後の参考にしたいと思った。長文だが、「歴史的な選挙」と言われた選挙であり、多くの方々にも読んでいただくことを願ってのことであり、「社説」の一部であるが採録した文言を読んで下されば幸いである。

「……1956年、結党間もない自民党が掲げた憲法改正を阻むため、社会党などが築いた『3分の2』の壁。これが60年たつて参院でも崩れ去った。

自民、公明の与党が大勝し、おおさか維新なども含めた『改憲4党』、それに改憲に前向きな非改選の無所属議員もあわせれば、憲法改正案の国会発議ができる『3分の2』を超えた。

衆院では、自公だけでこの議席を占めている。

もちろん、これで一気に進むほど憲法改正は容易ではない。改憲4党といってもめざすところはバラバラで、とりわけ公明党は慎重論を強めている。

それでも、安倍首相が『次の国会から憲法審査会をぜひ動かしていきたい』と予告したように、改憲の議論の現実味を帯びながら進められていくのは間違いない。いまの憲法のもとでは初めての政治状況だ。まさに戦後政治の分岐点である」。

率直に言って、私が今後の課題を考えている現状報告であるが、「朝日新聞」が「歴史的な選挙となった」と明言しているその内容の一部を報告したが、私はその一文を熟読して、改めて同感の思いをしている。皆さんの現状分析についてもお聞きしたいと願っているが、参院選挙の後についても予想し

ている通り、改憲をめざす憲法審査会が始まるであろうし、具体的に憲法改正の内容について討論されると同時に、多数派の意見が改憲の意見として述べられるであろう。

私自身は、国会傍聴一七年であり、憲法調査会(2000・1・10以降)、その後の憲法審査会のすべてを傍聴してきた。その場合、国会での傍聴だけでなく、北海道から沖縄までの地方での傍聴もしてきたので、深刻な状況を直視して、今後の課題について具体的に討論をしたいと思っている。

2

さて、以下私自身定期的に講演その他を求められ、近くでの集会だけでなく東京を離れて遠い所での講演やキリスト者としての主の日の礼拝の奉仕などのため出かけてゆくが、その時、私が心がけていることは、若い世代の方々も参加され、共に学び合う機会が与えられるよう努力していること、それは高齢である私が、日本の将来を考える時、以下のことは当然の祈りである。すなわち二一世紀を担う若い方々を含めてひとりでも多くの方々が戦前・戦中・戦後についての歴史の学び、そして戦争ではなく平和についての責任課題を真剣に考え、学びを深めて、イエス・キリストのマタイ五章九節による

「平和を創り出す人々は幸いである」との御言葉を確信をもって人々に宣べ伝えることの緊急かつ重要性を認識し、実践し、ひとりでも多くの方々と共なる戦い、平和を創り出すための共なる戦いのために、マタイ五章九節のイエス・キリストの御言葉を生涯の課題とし、可能ならば国際的な交流によって、世界の平和に資する働きとして、国際連帯の責任課題を果たすよう努力することをも心に刻む者であって欲しいということである。先日、来日された

中国の大学の先生が、「西川さん、出来れば大学で講演をして欲しい」と言われたが、それは中国の大学で相当前に、有事法制下の靖国神社の講演を依頼されたことを指しているが、もう一度来て欲しい、そして講演をして欲しいということだった。

私にとって、世界の平和はそのような地味な学びによって、具体的に実現することを願っている者として、世界の平和は一般民衆が可能な努力をし、国境を超えた共なる平和実現をめざしての国際連帯こそ重要かつ緊急課題のひとつであることを祈りに覚え、毎日、朝に祈祷して出かけてゆくことを忘れない私でありたいと思っている。

そのような祈りを心に秘めている私が、いのちのことば社発行の『百万人の福音』（2016年の8月号）に、6頁もの「二度と戦争をしない、させないために」と題する私の思いを書くことを依頼され、読んで欲しいと願っている。

先日（2016・6・30集会）も、同じ思いをもって講演をしたが、もうひとつ久しぶりに、私の提案であるが、キリスト者遺族の会主催の「フィールド・ワーク」が今年9月3日（土）、午前10時に、国会の正門前に集合し、知って欲しい歴史的・今日的にも意味のある場所をガイドしながら、歩き、考え、学ぶフィールド・ワークで、言わば野

外の講演をしますので、可能な方の参加を求めているところなので、知人・友人にも勧めて欲しい。なお今年の10月1日（土）、毎年行なっている5時間ほどの靖国神社のガイドにも参加して欲しいと願っている。言うまでもなく、昨年9月19日の真夜中の午前2時18分に安倍内閣によって憲法違反の戦争法案が強行採決・成立された。私は初めてそのため国会に宿泊せざるを得ないことになったが、キリスト者として何よりも大切にしている礼拝と祈祷会を不可欠のなすべきことと考えているので、祈祷会に直面した時は、国会から教会へ、そして再び国会にと努力しているものである。先輩の教師たちによって教えられた通り、どんなに多忙であっても、最も大切なことを心に刻み、実行することを忘れないようにという教えを心に留め、共なる戦いを今後も戦うことを、私の責任・使命としていることを述べておきたい。なお、国立市での私の連続講座（47回目）が今年8月20日（土）午後1時30分から4時30分まで開催されるので、ご参加を願っていることを最後に記しておきたい。テーマは、珍しいテーマ「日本国憲法の成立過程」で、「ポツダム宣言」（1945・7・26発表）についての講演であり、憲法改正（改悪）阻止の学習である（2016・7・12）。

2016年6月17日例会奨励 ヨハネの黙示録13章14節「地上に住む人々を惑わし」 星出 卓也牧師（日本長老教会西武柳沢キリスト教会）

「また、あの獣の前で行なうことを許されたしるしをもって地上に住む人々を惑わし」とありますが、第二の獣が行うしるしは、神が行う奇跡の御業に似てはいても、偉大な神の力を伴うものではありません。パロの傍にいた魔術師たちも、モーセのようにナイル川の水を血に変えてみせましたが、ナイル全体に及ぶほどの神の奇跡には到底及ばないものでした。しかしそれは偉大なしるしでなくて十分なのです。人は見たいものを見、信じたいものを信じるものです。神に従いたくないパロにとりましては、神のしるしと比べることもできない貧相な代物でも、神へのおそれを感じなくさせる理由付けになれば、インチキ手品まがいでも何でもよかったです。14節の「地上に住む人々」とは、この地上に属し、天に属する主の民ではない、という意味ですが、地に属する人々が望むところの繁栄であったり、地上の豊かさであったり、地上の名誉であったり、そのような地上に属する人々が望むものを約束し、それを必ずや与えると力強く確信をもって語れば、まさに人は信じたいものを信じるので、張りぼ

て演出でも簡単に騙されるようになります。

しかし「あの獣の前で行なうことを許された」とあるように、それは神によって「許された」ものに過ぎません。

14節に「剣の傷を受けながら」とあるように、もはやサタンはキリストの十字架によって負けが確定した存在、致命傷を負って、敗北が確定した獣です。その活動は知恵に富み、精力的に無敵であるかのような騙しと欺きに満ちて、その語る言葉も自信に満ち、確信にあふれ、あたかも無敵であるかのように人々を錯覚させるものであっても、そのように行う一切が、「行なうことを許された」ところの、神が許された制限内のみの、神の御力を真似しているだけの代物に過ぎないのです。そのことを知り、まことに力に富むお方を知っている主の民は、真実に恐れるべきお方のみを恐れ、地上の命は奪えても魂を滅ぼすこともできない者を恐れないように。そのように呼びかけられているのです。これこそが地上に属さない、地に存在しながらも天に属する者だけが持つ天の知恵なのです。